

平成 30 年度第 1 回 監査委員会による監査結果

1. 開催日時 平成 30 年 4 月 23 日（金）10：00～14：00
2. 開催場所 東邦大学 法人本部第 2 会議室
3. 監査委員の出欠  
出席：梅田勝（委員長）、小林七郎、岩本裕、山崎純一、高松研
4. その他の出席  
炭山嘉伸（開設者／理事長）、小原明（管理者／大森病院長）、  
渡邊正志（医療安全管理部長）、森田典子（医療安全管理副部長）、  
古橋龍彦（未承認新規医薬品等管理部長）、西澤健司（医薬品安全管理責任者）、事務局

5. 監査結果

《監査内容》

監査委員による書類審査および現地調査をもとに、医療安全に係る内部統制、平成 29 年度下半期の取り組み状況等について、必要な是正措置を含む助言や指導を行う。

(1) 監査結果に関する改善の進捗状況

	監査結果	改善状況 等	結果
平成 29 年 度第 1 回	①医療安全に係る内容について、教職員に周知すべき情報が多い。より重要なものを絞る等、教職員の心に留まる様な伝達方法の改善が求められる。また、教職員の自主性が高められるような研修も望まれる。	特に重要な周知事項については e-ラーニングを用いて周知するように厚生労働省の立入検査でも求められている。 ポケットマニュアルの変更点、実際にインシデントが発生した薬剤の取扱いなど等について e-ラーニングを実施した。今後も定期的実施する予定である。	継続中
	②内部通報窓口を医療安全管理部に設置しているが、医療安全管理部外にも設置することが望ましい。	外部組織に作ることは引き続き検討中。	継続中
	③診療で使用する携帯用電子端末が古く、患者認証に時間を要しているところが見受けられた。業務に支障が出ていると思われ、早めに更新することが望まれる。	平成 30 年 1 月より順次アンドロイド端末へ移行した。	済

	④安全管理対策委員会の業務量が多い。業務の分散化を検討することが望まれる。	医療安全管理委員会の新設をした。医療の質統括会議を新設した。	済
	⑤委員会の名称が「安全管理対策委員会」となっている。医療に係る安全管理のための委員会の名称について、医療法施行規則では「医療安全管理委員会」となっているため、同じ名称とすることが望ましい。		済
平成 29 年度第 2 回	①内部通報窓口について、法人内の組織(顧問弁護士も含めて)ではなく、完全に外部の組織に作ることを引き続き検討していただきたい。	平成 29 年度第 1 回での監査結果 ②と同様	継続中
	②厚生労働省より求められている業務は増えているため、医療安全管理委員会には個々の組織(委員会・部門)を統括する役割を担うことが望まれる。組織図の再整備等、組織改編については、その方向で検討を進めていただきたい。	平成 29 年度第 1 回での監査結果 ④および⑤と同様	済
	③単回使用医療機器(医療用具)については、複数回使用されることがないように管理等を徹底していただきたい。	3 病院合同病院運営戦略会議(2017.11)において、単回使用品の再使用禁止が決定される。大森病院においては、2018 年 4 月 11 日(水)に中央滅菌材料部で単回使用品の再滅菌依頼を受け付けないように再周知した。	済
	④医療事故が発生した場合の公表方法等については、社会的責任を考慮しながら、引き続き対応を検討していただきたい。	社会的責任を考慮しながら、手順を追って、患者さん等と対応を行っていく。	継続中
	⑤身元不明や親族と疎遠の患者において、本人の同意が得られない状況の中で実施する緊急の手術、検査および処置等については、その時に行った個々の対応を必ず記録に残すようにしていただきたい。	当直の時間帯に身元不明者等に緊急手術、処置等を行った際に記録する用紙を新たに作成した。	済

<p>医療法第25条第3項の規定に基づく厚生労働省の立入調査での指摘事項</p>	<p>医療法施行規則において定める医療安全管理委員会の業務(原因究明の調査及び分析、改善方策の立案及び実施並びに従業者への周知、改善方策の実施状況の調査及び見直し等)については、医療安全管理委員会を中心に当該業務が行われるよう、その他の委員会(医療の質委員会)との相関関係や役割を整理し、その内容を規程に明記すること。</p>	<p>平成29年度第1回での監査結果 ④および⑤と同様</p>	<p>済</p>
	<p>厚生労働省医政局長通知「単回使用医療機器(医療器具)の取り扱い等の再周知について」(平成27年8月27日付医政発0827第15号)への対応については、単回使用医療機器(医療器具)を再使用しないための取り組みを確実なものとする。</p>	<p>平成29年度第2回での監査結果 ③と同様</p>	<p>済</p>
	<p>新規に導入した医療機器に係る研修については、すべての使用予定者に対して確実に研修を実施すること。</p>	<p>手順作成中</p>	<p>継続中</p>

(2) 今回の監査結果

- ①医療事故が発生した場合の公表方法等については、きちんと手順を追って患者さんと対応をされていることを確認した。引き続き社会的責任を考慮しながら、対応いただきたい。
- ②医療安全に係る組織・体制については、良く検討され改善がなされており、評価できる。
- ③診療で使用する携帯用電子端末が新しくなったが、操作性が改良されることを期待したい。
- ④診療録の記載は医師法に定められたものであるため、その解釈については慎重に検討いただきたい。また、特定機能病院は教育機関としても重要である。今後は学生への診療録の権限付与についても検討いただきたい。

6. 開設者(理事長)への報告日 平成30年6月14日

以上

※次回の監査日時：平成30年10月24日(水)10:00～